

総務常任委員会

1 開 議 平成27年12月15日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第 94号 大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

日程第2 議案第 95号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第 96号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第 97号 大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第102号 大田原市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定について

日程第6 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席	
副委員長	高	木	雄	大	出席	
委員	滝	田	一	郎	出席	
	中	川	雅	之	出席	
	前	野	良	三	出席	
	引	地	達	雄	出席	
	小	野	寺	尚	武	出席

当	局	総合政策部長	佐	藤	英	夫	出席
		財務部長	佐	藤	雄	一	出席
		総務課長	櫻	岡	賢	治	出席
		情報政策課長	木	下	義	文	出席
		危機管理課長	唐	橋	文	久	出席
		税務課長	墨	谷	美	津子	出席

事務局	藤	原	和	美	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、佐藤財務部長、木下情報政策課長、櫻岡総務課長、唐橋危機管理課長、墨谷税務課長です。

◎議案第94号 大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第94号 大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして本会議において当局の説明は受けておりますが、改めて説明を求めます。

佐藤総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第94号 大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定につきましては、国が定めた法律の趣旨を踏まえまして市の条例等で規定されている民間事業者等が行う書面等の保存等について、情報通信技術を利用する方法において使用するための共通事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、情報政策課長よりご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 木下情報政策課長。

○情報政策課長（木下義文君） 議案第94号で上程しております条例についてご説明をいたします。

初めに、今回上程いたしました条例の概要についてご説明いたします。議案書補助資料の2ページ目、タブレットでは15ページになりますけれども、そちらの本条の説明等をごらんください。

こちらの説明図にございますように、従来の書面で行ってきました手続等につきましては、情報通信技術等を利用して行えるようにする条例としまして、上段、下段の2つの条例制定が必要となっております。上段にございます大田原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきましては、既に平成26年度に制定しておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

説明図の下段にございます今回上程いたしました条例は、平成16年法律第149号で制定されました民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆる e-文書法の第7条第1項の規定に基づきまして、市から民間事業者等へ条例等で義務づけられております手続につきまして、情報通信技術の利用により処理を可能とします①の書面での保存から、⑤の立入検査時の書面までを条例では第3条から第7条において書面等のみならず、電子情報処理を使用できる方法、または情報通信技術

を利用する方法で行えるようにする内容となっております。この条例の制定によりまして、書面での保存や運搬に係るコストの削減になり、民間事業者等の負担が軽減し、市民の利便性向上につながるメリットがございます。

続きまして、条文の内容についてご説明をいたします。タブレットでは11ページからになります。第1条の目的、第2条の権利に続きまして、次の12ページに移っていただきまして、第3条において条例等で民間事業者に書面等での保存を義務づけるものにつきまして、電磁的記録での保存ができる旨を定めるものです。

第4条において、条例等で民間事業者に書面等での作成を義務づけるものにつきまして、書面等に書いて、電磁的記録での作成ができる旨を定めるものです。

また、同条第3項におきまして、作成に関して署名等が必要な場合は、氏名または名称を明らかにする措置である電子書面をもって書面にかえることができる旨をあわせて定めるものです。

第5条において、条例等で民間事業者に書面等での縦覧を義務づけるものにつきまして、書面等での縦覧にかえて、電子的記録で記載されている事項の縦覧ができる旨を定めるものです。

次の13ページに移っていただきまして、第6条において条例等で民間事業者に書面等での交付等を義務づけているものにつきまして、書面等にかえて電磁的方法によりできる旨を定めるものです。

第7条において、条例等の規定により立入検査を行う場合の書面等につきまして、電磁的記録により作成または保存された書面等も含まれる旨を定めるものです。

第8条において、委任事項を定めるものです。

附則といたしまして、周知期間を考慮しまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日といたします。

なお、本条例の制定によりまして、電子記録の保存等に関して共通的なルールを定めることになるため、これを全ての条例附則に通則的に適用することができ、多くの条例附則を個別に改正することなく、電子的記録の保存等が可能となります。

以上でご説明を終了いたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今、説明していただいて大変便利になるといいますか、利用者にとってはこれがスムーズにいくものと思いますけれども、これが条例で大田原市ばかりではないですけれども、これだけは対象外ですよというようなものがあるのかどうか、これは今までどおりというようなものがあるのかどうか、それをちょっとお聞かせ願います。

○委員長（君島孝明君） 情報政策課長。

○情報政策課長（木下義文君） お答えいたします。

特に対象外となる内容というものはございません。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 緊急時のものとかとなりますと対象外というようなことも考えておかないと、疑いが出てくるのではないかと、まずいことも出てくるのではないかとと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） あくまでも民間事業者の利便性を考慮するということですので、電磁的記録を強制するのではなく、今までどおり紙の記録で保存することも可能ですし、条件が整った事業者については電磁的記録でも結構ですので、今、委員がおっしゃった緊急的なことで電磁的記録がとれない場合は、当然紙の記録も引き続きできるということになります。

以上です

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第94号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号 大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第95号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第2、議案第95号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

佐藤総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第95号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長の附属機関の一部の名称変更等に伴い、関係文を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 櫻岡総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第95号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料18ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、市長の附属機関である大田原市障害児保育審査会の名称の変更及びその担任する事務を変更することに伴い、別表を改正するものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、19ページをごらんください。

大田原市附属機関設置条例、別表市長の部附属機関、大田原市障害児保育審査会、その担当事務、障害児と健常児との集団保育の適否の審査に関する事務をそれぞれ大田原市特別支援保育事業審査会、その担当事務を支援児童に係る特別支援保育事業の適否の審査に関する事務とあります。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成28年1月1日と規定いたします。

以上が改正条文になりますけれども、審査会の名称変更の理由、担当事務の具体的な審査内容及び今年度の改正状況等をご説明いたします。

まず、名称変更の理由ですが、本市における心身に障害を有する児童の集団保育につきましては、現在、大田原市障害児保育実施要綱において入園基準等を定めまして、身体障害者手帳等を保持する児童の集団保育の適否を審査して実施しているところですが、最近では身体障害者の手帳を所持する児童以外のいわゆる多動児、あるいは言葉、発達のおくれのある児童も特別な保育支援が必要であるということから、障害児の範疇に含めて障害児保育を行っております。

しかし、この障害児保育を行うためには、保護者の同意を得た上で大田原市障害児保育実施要綱に基づく障害児としての認定を行う必要がありますことから、保育の現場におきましては障害児という言葉に抵抗を持つ保護者のご理解を得ることが大変難しい状況となっております。このような状況を改善するために、障害という言葉を見直しまして、先ほど言いました多動児や言葉あるいは発達のおくれのある児童に対する保育に対する支援を早期から対応するために、「大田原市障害児保育実施要綱」の名称を「大田原市特別支援保育事業実施要綱」へ変更するとともに、「障害児保育審査会」から「特別支援保育事業審査会」へ名称を変更するものでございます。

次に、審査会が担任する具体的な審査内容ですが、今回、審査会の名称変更に伴って、支援児童に係る特別支援保育事業の適否の審査に関する事務というふうに変更しましたが、業務内容、審査の業務内容そのものについては変更はございません。対象となる児童の集団保育が可能なのかどうか、その適否について対象児の成育状況、行動観察記録、健康診断書、これは預かろうとする施設の嘱託医の医師のつくった健康診断書です。それと、障害そのものの専門医の診断書、それぞれをもとに委員の合議によって審査を決定しております。

最後に、審査会の開催状況でありますけれども、昨年度までは年度末に1回の開催をしていましたけれども、今年度からは年度末に加えて中間日に1回追加しまして2回実施することとしまして、10月8日に第1回目を開催したところでございます。

以上で議案第95号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回、すごく多様にわたってということで、やはり発達児童であるとか、障害を持った児童とか多動児に対してということで、非常に幅広い分野での条例の改正ということで、非常にいい取り組みかなと思うのですが、その中で審査会の会員さんはどういう方たちが審査会に入っているのか、まずその点をお願いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今回、10月8日に実施した審査会につきましては、福祉事務所長、保健福祉部長が委員長となりまして、医師、それは預かろうとする保育園の中には嘱託医いますね。その医師、それから預かろうとする保育園の施設長、なおかつ保育士、あと本市の保健師が委員となっております。要綱上は児童相談所の所長、あるいは児童相談所の関係者というものも入ることになっておりますけれども、

今回の場合には、対象児が児童相談所のほうと特に関係がなかったかということかと思うのですが、委員のメンバーには入っておりませんでした。10月8日のときには、そういったメンバーで実施しております。

以上であります。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そういう中で、預かる保育園というか、そういう関係者の中で、今現在、大田原市内の保育園で預かれないという対象的なものという部分という場合はあるのか、それはどういう。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 一応対象児童、預かるのは全ての施設について預かれますということにはなっています。ただし、あとは保育所を利用する側が、この保育園を利用したいというふうを選ぶわけですから、それでもって、なおかつ先ほど言いました審査会において審査をします。過去に、ではその障害の審査会で該当するか該当しないかということで、該当しなかったこともあるかということに関しては、平成17年度、あるいは18年度には判定の結果、当時は障害児でしょうけれども、障害児には該当しないでしょうということもあったという経過もございます。

今現在、預かっている施設としましては、公立では3施設のほうで預かっています。私立については2つの施設で預かっています、5施設で現在対象児童となっているのは22名ということになっております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 直接この名称の変更ということでございますけれども、よそを調べますと、やはり今回の特別支援保育事業審査、この名称が他の自治体でも多いのですけれども、それとまた違った名称を使っている自治体、直接これに関係ないのですけれども、大田原市のこの附属機関ですか、市長部局が37で、教育委員会関係が14という内容がある形になっていますけれども、やはり今後こういう名称の変更、内容の変更というのは少ないのですけれども、どうなのでしょう。その時代時代に沿った名称の変更とか、そういったことも話題に出ているのか、その名称の変更によって、今、大変心身障害児という名称で父兄が嫌がるという、そういった言葉使わないようにということをおっしゃいましたけれども、そのような意味合いでこちらの附属機関なんかでも検討なされているものがあるのかどうか、直接かかわりなくて申しわけないですけれども、参考までに。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今回の場合は、先ほど説明しましたように、障害児といういわゆるレッテルではないですけれども、ただ障害認定の手帳を持っていない方も、もちろん障害児に該当する方もいるわけです。ただし、障害児というふうに言われること自体にかなりの抵抗があって、でも実際に現場では、これを認定することによって保育士さんが加配になるのです。要するに手厚くなる。そうすると、入所する側も、させた後についても、そういった認定を受けておいたほうが、僕は本人にとってはいいことだと思うのです。入る方もいいと。

ちょっと話ずれましたけれども、そういったことから名称の変更があったという経過がございます。今、委員が言われたように、これから附属機関設置条例上、いろいろな附属機関ございますけれども、具体的

にはこの名前を変えましょうというのは特に出していません。ただし、時代の流れとして、昔はそれが通常の名称だったかもしれないけれども、時代によってそれは変えた方がいいのではないということがあれば、もちろんそういった名称の変更は今後出てくるであろうというふうに思っています。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 参考までにお聞きしたいのですが、この附属機関が数多くありますけれども、年度にわたって開催がされていない附属機関というものがあつたら、これで幾つある。51ありますけれども、教育委員会も含めてです。そういうものが必ず年間にはやっていると理解していいのかどうか、参考までに。

○委員長（君島孝明君） 執行側の、質疑ちょっと変わっていますから、わかる程度で結構ですから。総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 設置条例によりますと、例えば市制施行記念事業準備委員会とかいろいろありますから、要するにちょうどその年度に該当する委員会ももちろんございます。ですから、もちろんその附属機関自体は、審議をしていたり、審査をしてもらったりという部分でありますから、一応そのうまいぐあいの年度にあればやりますし、毎年毎年継続、例えば明るい地球づくり表彰とか、そういったものについては毎年度のようにやっていますし、それから審査会の審査する内容によって、いわゆる毎年やるものもあるし、当該年度に該当する場合もあると思います。

以上です。

○委員（小野寺尚武君） 結構です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第95号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第96号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第3、議案第96号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

佐藤総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第96号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職の新設及び名称変更に伴い、関係文を改正するものです。

こちらにつきましても、詳細につきましては総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 櫻岡総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第96号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料22ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、新たに児童扶養手当障害認定を設置すること及び先ほどの議案第95号で説明申し上げました障害児保育審査会の名称変更に伴い、別表を改正するものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、23ページをごらんください。

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表2、児童扶養手当障害認定医を新設し、報酬の額としましては、日額になりますが、1万2,000円と規定します。

次に、同表中、障害児保育審査会委員を特別支援保育事業審査会委員に改めます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成28年1月1日と規定いたします。

以上が改正条文でございますけれども、児童扶養手当障害認定につきましては、新たに大田原市児童扶養手当障害認定及び設置規則を制定しまして、28年1月1日から施行いたします。

新設の経緯ですけれども、児童扶養手当の内容につきましては、ひとり親で子供を育てている方、または不明の父母にかわって子供を養育している方に対しまして、子供が18歳の年度末まで手当を受けることができる制度でございます。ただし、子供に障害がある場合は、20歳まで、または父または母が障害がある場合にも、父母がそろっていたとしても、その障害の程度によって手当の支給要件に該当する場合があります。障害の認定のほうは、障害の程度につきましては、児童扶養手当施行令でそれぞれ定められておりまして、障害の程度を審査するために今回、児童扶養手当の障害認定というものを新たに設置するものでございます。

報酬の額日額1万2,000円につきましては、同じく子ども幸福課で関係しております育成医療審査会というものがございまして、そちらが日額1万2,000円となっております。今回の審査業務につきましても、業務内容、審査に係る時間は同等というふうに想定されまして、同額としたものでございます。

次に、特別支援保育事業審査会につきましては、先ほどの議案第95号でご説明申し上げましたとおり、障害児保育審査会からの名称変更に伴う委員名称の変更でございます。

以上で議案第96号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回、新設で児童扶養手当障害認定医ということでございますが、これは限られた

方というか、多分どこの病院で誰と、どなたかという形での質問なのですが、その辺はどう答えられますか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 医師ということですよ。

○委員（中川雅之君） はい。

○総務課長（櫻岡賢治君） 一応大田原医師会に推薦を依頼するということになっております。医師は、内科と外科及び精神科の疾病に専門的な知識を有する者の3名の委嘱を予定しております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） この別表なのですが、第2条関係で下のほう、略して書いてあるのですけれども、まず1つの質問といたしまして、資格職の方の場合、医師とか臨床心理士とかあるのですけれども、これ以外にも別表にあると思うのですけれども、職名によって報酬の額が異なるという、そういう事例なのか、そういう表になっているのかということがまず第1点なのです。

次に、具体的に、例えば先ほどの審査会です。10月4日に第1回審査会ありますね。そこに医師、保育士、保健師等が出席されたという説明がございましたが、この場合、具体的に今後、来年からになるのだと思いますが、この条例が決まると、どの部分で、例えば同じ医師でも1万2,000円の児童扶養手当障害認定医というのがありまして、一方では特別支援保育事業審査会だと1万3,640円ということになるのです。その場合、医師の場合でも、どちらかに所属する。職名によって、この手当が異なるのか。異なるとすれば、どういう理由で単価が異なる設定になるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ちなみにその場合のいじめ問題調査委員会の場合は1万5,000円です。審議時間が違うだとか、何らかの職責の重荷、責任感、そういったもので異なるというふうになるのか、ちょっとその辺を説明していただきたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長、お願いします。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今、委員がおっしゃるとおり、10月4日というのは、先ほど言いました特別支援事業保育審査会のほうでありますけれども、そちらは附属機関設置条例という形で、要するに合議体だったわけです。児童扶養手当障害認定医につきましては、合議体ではなくて、医師を委嘱して診断書を役所のほうから持って行って、その診断した内容を見ていただくという形になります。ですから、委員が言うように同じ医師けれども、職責あるいは審議の時間、内容、そういったことで、今回の報酬案の制定については既に決まっている委員会とか、医師とか、そういった業務内容と比較して、それと同等のものというような判断に基づいて報酬の額を定めたということでございます。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そうすると、今回の特別支援保育事業審査会のほうは、その職責が重いので1万3,640円ということで、医師の資格なくてもこの額になると。しかし、同時に新設される児童扶養手当障害認定については、職責とか、そういったもろもろの条件で1万2,000円に設定するということなのだと思うのですけれども、ちょっとその辺の理解が、私たちには難しいのですけれども、補足あれば。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほどの特別支援保育事業の審査会委員、こちらにつきましては先ほど委員構成を説明しました福祉事務所長、保健福祉部長、それから預かる施設の園長と預かる施設の保育士と本市の保健師と医師なのです。実際に報酬を払っているのは医師だけです。預かる施設の施設長と保育士については、自分のところの子供を、要するにその子を預かるわけですから、その方は業務の延長ということで支払ってはおりません。あくまでも医師のみです。

ということで、先ほど言いましたように医師とその他の人との差別というのは、医師です。先ほど第1回目に説明しましたように、あとは職責と審査時間、そういったものから加味して、あとはこれまでに特別職の報酬との比較と申しますか、業務の比較ということで、今回の価格を設定したということになります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 先ほどの質問の続きなのですが、今回、大田原医師会の推薦で3名というお話がございましたが、これは例えば3年間同じ先生とか、2年間、もうその先生でずっといくとかという、そういう形で毎回毎回違う方を推薦されるのではなく、固定した人が例えば3年間一緒の業務に当たるとかという、そういう形に考え方がもとなのか、毎回毎回、そのために医師会から推薦をいただいて、例えば内科、外科とかというふうに分けた場合に、内科でお医者さんは、では3年間はこの方だよとか、外科の先生はこの方だよという、そういう推薦の仕方をしての整備なのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほど申しました大田原市児童扶養手当障害認定医設置規則なのですけれども、そちらで任期としましては、障害認定医の任期は3年とすると。ただし、再任を妨げない。障害認定医が欠けた場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とするというような形で、あと市長は、障害認定医が病気その他の理由により職務を遂行することができないと認めるときには、任期中においても解職することができるという規定になっております。ですから、一度委嘱した場合に、基本的には期間は3年ということで、お医者さん自身がちょっともうできないよということであればまた別だと思えますけれども、基本は3年で、再任を妨げないという考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑がおわりましたので、意見があればお願いします。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 意見申し上げます。

先ほどの質問と関連いたしますが、この表、別表の中でございますが、周りの別表で略されているところも含めてなのでございますが、具体的に言うと、医師の場合、1万2,000円、1万5,000円、1万3,640円、表記されているだけでもこのようにばらつきがございますので、この辺の日額、これ透明性を確保できるような対応というか、それをすべきだと思いますので、意見として申し述べます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第96号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第96号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

当局の交代をお願いします。

（職員交代）

◎議案第97号 大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第4、議案第97号 大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

佐藤財務部長。

○財務部長（佐藤雄一君） それでは、議案第97号についてご説明いたします。

今回の大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年第3回市議会定例会におきましてご議決いただきました大田原市税条例の一部を改正する条例（平成21年条例第34号）でございますが、これを改正する必要が生じたためでございます。

改正内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定する法人番号を納付書及び納入書に記載する予定でございましたが、国の方針により納付書及び納付書には個人番号を記載しないこととなりましたので、改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 墨谷税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） 税務課長の墨谷です。私からは議案第97号 大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、26ページの議案書補助資料をごらんください。今回の改正につきましては、平成27年第3回市議会定例会で議決いただきました大田原市政条例の一部を改正する条例の改正が必要になったため、同条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

改正内容は、大田原市税条例の一部を改正する条例第2条第3号及び第4号において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法で規定する法人番号を記載する予定であった納付書、納入書に法人番号を記載しないこととする国の基本的な方針が示されたことにより、改正するものであります。

それでは、28ページの新旧対照表をごらんください。第2条第3号及び第4号は用語の意味ですが、納付書、納入書に法人番号を記載しないこととするため、改正規定を削除いたします。

次に、第36条の2第8項は市民税の申告の規定、第59条の2第1項第1号は施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出の規定、第85条第2項第2号は軽自動車の減免の規定、29ページにまいりまして第127条の3第2項第1号は特別土地保有税の減免の規定、第135条第1号は入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の規定であります。いずれも第2条第3号及び第4号の改正規定を削ることに伴い、規定の整備を図るもので、いずれも法人番号について引用する法令等についての文言を追加するものであります。

続きまして、附則の改正ですが、30ページをごらんください。附則第1条第3号中、第2条第3号及び第4号を削ることに伴う改正となります。

この条例は、公布の日から施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 国の制度改正という理由なのですけれども、国ではどうして法人番号は記載しないことになったのかお伺いしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） 総務省のほうから平成27年10月2日付の通知で参ったものですが、その番号利用についての原則、基本的な考え方は、まず地方税当局が納税義務者等から申告や申請等を受ける場合は、基本的には番号を記入してもらう。逆に地方税当局から納税義務者等に発する書類等には番号を記載しないという、そのような基本的な方針になっております。これは個人情報漏えい防止のための措置で、必要なもののみ番号を記載してもらうという方針になったものであります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑がおわりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第97号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号 大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

当局の交代をお願いします。

（職員交代）

◎議案第102号 大田原市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第5、議案第102号 大田原市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

佐藤総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第102号 大田原市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定につきましては、当該基金の充当対象が本年度をもって、その計画期間が終了するため、当該基金を廃止するものでございます。

詳細につきましては、危機管理課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 唐橋危機管理課長。

○危機管理課長（唐橋文久君） 議案第102号 大田原市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。資料は52ページから55ページになります。それでは、54ページの議案書補助資料をごらんください。

初めに、議案書補助資料の議案概要の趣旨説明文に脱字がありましたので、訂正させていただきます。

1行目から2行目にあります「東日本大震災復興特別法」とありますが、正しくは「東日本大震災復興特別区域法」となりますので、「特別区」を「特別区域」、域を加えることで訂正させていただきます。

それでは、ご説明させていただきます。大田原市東日本大震災復興推進基金につきましては、平成24年3月に東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金を原資といたしまして、東日本大震災からの復興を図れるように活用するため設置した取り崩し型基金でございます。基金の充当対象事業につきましては、本年度をもちましてその計画期間が終了すること、また基金全額が取り崩され、事業費に充当されることから、大田原市東日本大震災復興推進基金を廃止するものでございます。

基金の概要についてご説明申し上げます。55ページの大田原市東日本大震災復興推進基金の活用状況（見込み）の補助資料をごらんください。

初めに、基金への積立金についてご説明いたします。資料の下段になりますが、二重丸の基金積立金のところでございます。原資でございますが、東日本大震災復興特別区域法に基づく交付金1億145万円を平成24年3月に積み立てを行いまして、そのほか震災寄附金、義援金でございます。大田原市への義援金のうち、災害見舞金、住宅を被災された方への義援金に充当した残り、残金でございますが、172万5,067円と基金の運用利子見込み金額でございますが、5万8,422円、総計で1億323万3,489円と見込んでおります。

次に、基金の充当事業でございますが、この基金は東日本大震災からの復興を図るため、市民生活の安定、災害に強い地域づくりのための企業などへの活用が基本的な考え方でありまして、地方財政措置が明確でない市単独事業を優先しまして、また震災発生前からの継続事業でない等を原則として充当事業を決定し、実施してまいりました。事業の計画期間を平成24年度から平成27年までの5年間としております。充当事業につきましては、資料にありますとおり、12の事業に充ててございます。

主な事業についてご説明させていただきます。ナンバー1の事業名、自主防災組織結成推進事業でございます。自治会を単位とする自主防災組織の結成を推進しまして、結成時に防災資機材、総額50万円程度の資機材を対応する事業に平成24年度から384万5,000円。

ナンバー2の備蓄品購入事業、災害時の非常食やブルーシートなどの防災備蓄品を購入する備蓄品購入

事業に平成25年度から2,066万円、また付随しましてナンバー4であります、その購入した備蓄品を保管する倉庫の設置経費に1,859万9,000円。

次に、ナンバー5でございますが、市民を対象に民間施策ではございますが、防災士の養成講座を実施しまして、地域防災力の強化、先ほど申しました自主防災組織の立ち上げ、自主防災組織の活性化など地域の防災を担っていただけるようなリーダー育成といたしまして実施しております防災士養成事業に平成25年度から158万8,000円。

次に、ナンバー7でございますが、LED防犯灯管理事業といたしまして東日本大震災後の電力不足、計画停電を契機といたしまして、節電対策等維持管理費の削減を図るため、市内全域の防犯灯、当時の設置数でございますが、5,946基のLED灯への切りかえを平成26年1月から10年間のLED灯のリース、ESCO事業を導入しまして、取り入れまして実施しております。平成25年度からは3,024万円。

ナンバー11になります、災害時の飲料水を確保するために、給水タンクを整備、購入する事業、平成26年度に248万4,000円。

ナンバー12でございますが、重要水防箇所指定されております須賀川地区の1級河川押川に河川監視カメラの設置として、平成27年度、今年度実施しまして、768万円の充当を予定しております。

以上が主な充当事業でございます。事業実施年度に平成27年度が含まれている事業につきましては、事業費、基金充当額、いずれも見込みでございます。今年度の事業をもちまして全額の基金取り崩しを行いますので、本基金条例を廃止することとしております。

資料53ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行すると規定しております。

以上で議案第102号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回、基金の廃止ということでございますが、事業の中で、例えば残金が172万5,000円ほど残金が残るといふ形で考えたときに、例えば平成27年度12の事業の中で、LEDの本数をふやして、残金を充てるとか、残金をほぼゼロにするという考え方で基金の廃止ということではできないのですか。その辺をお聞きます。

○委員長（君島孝明君） 危機管理課長。

○危機管理課長（唐橋文久君） ただいま委員さんがおっしゃられました残金172万5,067円につきましては、義援金としまして残った残金を基金に入れるということで、今回の取り崩しではゼロになるということでございますので、大変申しわけございません。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今、説明いただいて、いろいろ12の事業ということでございました。これ今後はそれぞれの事業を続けていくものもあるのだろうと思っておりますけれども、そこら辺の考え、それぞれ所管の課で行っていくのだと思うのですけれども、そこらのこと予算編成等もあると思っておりますけれども、どういうふうに通常の部課と話し合いなされているのか。

○委員長（君島孝明君） 危機管理課長。

○危機管理課長（唐橋文久君） お答えいたします。

ほとんど事業継続されています。27年度実施しております事業につきましては、危機管理課が担当しておる事業でございます。今回、基金充当がなくなりますので、これからは市単独事業費でということで、継続して取り組む事業としましては自主防災組織の推進事業、あと備蓄品の購入事業、あと防災士養成事業、この辺は引き続きやっていきますし、LED灯の管理事業につきましては10年間リースしておりますので、引き続き市単独費で行っていく予定でございます。

そのほかにつきましては、事業完了しておりますので、以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは、採決いたします。

議案第102号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号 大田原市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第6、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットに記載の調査事件について、議会閉会中の継続審査をしたいので、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。各自内容を確認してください。

それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり、議長に申し出ることといたします。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

◎散 会

○委員長（君島孝明君） これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時54分 散会